

ハツ場ダム建設事業に関する 1 都 5 県知事申し入れ

国土交通大臣からハツ場ダム建設に参画する 1 都 5 県に対し、平成 22 年 3 月 17 日、23 日及び 24 日付でハツ場ダム建設事業に関する平成 21 年度直轄負担金について、また、平成 22 年 3 月 17 日付で利水者負担金について請求があった。

ハツ場ダムに係る負担義務は、直轄負担金については河川法第 60 条第 1 項又は第 63 条第 1 項に、利水者負担金については特定多目的ダム法第 7 条第 1 項に基づいており、ともにハツ場ダムの建設による受益の発生が前提である。

河川法及び特定多目的ダム法に基づき費用負担を求めたということは、国が法に基づきハツ場ダムを建設することを意味するものである。

そのため、1 都 5 県は、負担金の支払いに応じたものであり、ハツ場ダムの工期である平成 27 年度までの完成に向け、平成 22 年度予算にハツ場ダムの建設推進に必要な経費を計上している。

一方、国は、1 都 5 県に対してダム建設による受益の発生を前提に、負担金を請求したにもかかわらず、平成 21 年度に着工できる状況にあった本体工事を見送り、平成 22 年度予算実施計画においても、本体工事に係る経費を計上しておらず、誠に遺憾である。

国土交通大臣は、法に基づき負担金の請求をしたのであるから、1 日も早く利根川における洪水リスクの低減及び安定した水源確保に向け、速やかに本体工事に係る予算を計上し、工事着手すべきである。

以上を踏まえ、1 都 5 県知事は、下記のとおり、国土交通大臣に申し入れる。

記

国土交通大臣は自ら河川法及び特定多目的ダム法に基づき、1 都 5 県に対してハツ場ダム建設に要する費用負担を求めたのであるから、速やかにハツ場ダムの本体工事に着手すること。

平成22年 4月20日

国土交通大臣

前原 誠司 殿

東京都知事	石原慎太郎
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	森田 健作
茨城県知事	橋本 昌
栃木県知事	福田 富一
群馬県知事	大澤 正明